

第5章 健康寿命の延伸・生きがいつくりの推進

1 健康づくり・介護予防の推進

平均寿命が延びる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続するためには、介護が必要となる時期を遅らせ、健康寿命（健康上の理由で日常生活が制限されことなく生活できる期間）を延ばすことが重要になります。そして、高齢者だけでなく市民一人ひとりが自身や家族の高齢期の生活と過ごし方について、できるだけ早い時期から関心を持つことも重要です。

本市では、65歳以上の全ての高齢者を対象に介護予防を目的とした一般介護予防事業と、要支援認定者と事業対象者を対象に自立支援と重度化防止を目的とした介護予防・生活支援サービス事業からなる、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

今後も、地域住民が主体となって健康づくりや介護予防に取り組む活動の支援を推進するとともに、生活機能の低下が見られ継続的な介護予防が必要な人に対しては、訪問型サービスや通所型サービスにより重度化の防止を図ります。

〇本市の介護予防・日常生活支援総合事業の概要

| サービスの内容 | 対象者 |
|---|---|
| 一般介護予防事業 ○ <u>介護予防の普及啓発</u> ・認知症予防教室 ・「出雲市いきいき体操」の普及 ○ <u>地域の介護予防活動の支援</u> ・「通いの場」の立ち上げ支援 ・「通いの場」「高齢者ふれあいサロン」の運営支援 ・「高齢者ふれあいサロン」での体操の導入促進 ・介護予防ボランティアの養成 ○ <u>地域のリハビリテーション活動の支援</u> ・「通いの場」へのリハビリ専門職の派遣 | ○65歳以上の全ての高齢者（一般高齢者） ○その支援のための活動に関わる人 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 ○ <u>訪問型サービス</u> ・訪問介護従前相当サービス（ホームヘルプサービス） ・訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） ・訪問型サービスB（住民主体による支援サービス） ・訪問型サービスC（短期集中予防サービス） ・訪問型サービスD（移動支援サービス） ○ <u>通所型サービス</u> ・通所介護従前相当サービス（デイサービス） ・通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） ・通所型サービスC（短期集中予防サービス） | ○事業対象者（生活機能の低下が見受けられる65歳以上の高齢者） ○要支援1 ○要支援2 |

(1) 健康づくり・介護予防に向けた取組（一般介護予防事業など）

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「通いの場」や「サロン」の活動が自粛されていましたが、現在では、ほとんどの団体に活動が再開されています。しかし、まだ再開に至っていない団体もあることから、引き続き周知等を通じて、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上を進めていくことが必要です。

本市では、地域住民が主体となって介護予防に取り組む活動を重視し、「通いの場」等の立ち上げやその運営の支援、地域で活動できるボランティアの養成に力を入れてきました。また、「通いの場」について、広く知ってもらい、参加を促すためのツールとして、「通いの場紹介ブック」を作成し、市内の高齢者へ身近で介護予防に取り組める場所の紹介しております。また、このツールを医療・介護関係者へも配布し、医療・介護関係者による運動へのつなぎや、閉じこもりがちな高齢者への定期的な外出、運動の場への紹介に活用いただいています。

令和5年(2023)3月末時点で「通いの場」は108団体、「高齢者ふれあいサロン」(以下「サロン」という。)は351団体となっています。月1回以上「通いの場」等へ参加する高齢者が、高齢者全体の10%に達していません。

「通いの場」とサロンの活動状況や参加者の健康状態を把握することで、参加者への支援(例：活動による身体機能への影響の効果分析を行い参加者へフィードバックする取組)や健康診査等で把握されたハイリスク者*に対する活動への参加の働きかけなど、地域住民が主体となって取り組むこうした介護予防活動がさらに効果的に活性化されるよう取組を行っていきます。併せて、身近に通える場所での介護予防活動に対する地域の高齢者のニーズを積極的に把握し、「通いの場」の増加を図ります。

ボランティアの養成では、令和5年(2023)3月末時点で189名の介護予防サポーターを養成しています。養成後、新規立ち上げの「通いの場」、リーダーの高齢化等により活動が困難になってきた団体及び通所サービスA等の活動の場とのマッチングを行いました。

また、令和元年度(2019)に改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組において、健康診査の結果や医療レセプトの分析等により健康課題があると判断された高齢者に対する個別指導の実施や、「通いの場」において参加者の健康状態の把握やフレイル予防に関する意識付けを行います。

*ハイリスク者：フレイル(加齢に伴い心身機能が低下した虚弱状態で健康な状態と要介護状態の間)や、健康状態の悪化のおそれのある高齢者

○本市における「通いの場」等への支援について

| 区分 (団体数 R5.3 末) | 高齢者ふれあいサロン (351 団体) | 通いの場 (108 団体) |
|--------------------|--|---|
| 活動内容 | 内容 | 健康づくりや介護予防の学びの場である(営利を目的とした活動でない) 体操や茶話会、レクリエーションなど幅広い活動 |
| | 回数 | 主に体操 |
| | 対象 | 月1回以上の活動(概ね5人以上が参加(半数以上高齢者)) |
| 運営費等 | 市内や市社会福祉協議会の助成金等を活用し活動(謝金や需用費、消耗品等、運営費を助成) | 住民による自主財源(市予算による講師派遣あり) |
| 支援内容等 | サロン活動への体操導入の促進 サロン活動に体操を取り入れることで、より介護予防に資する活動を促進 支援内容 介護予防推進員を派遣し、いきいき体操を習得。最大6回(月1~2回、1回1時間程度) | 「通いの場」立ち上げ支援事業 新規の団体へリハビリテーション専門職を派遣し体操指導による活動支援 支援内容 リハビリテーション専門職の派遣 全12回(週1回、1回あたり1~2時間程度) 体力測定あり |
| | 介護予防推進員による働きかけ サロン等の団体に対し、フレイル予防に関する意識付けを行う。 支援内容 フレイル予防講座(講和+フレイルチェック)の実施、サロン活動への体操導入の働きかけ | 「通いの場」専門職派遣 「通いの場」登録団体に最大3回/年、専門職を派遣することで、体操等の助言や介護予防の動機づけ、心身機能の評価等を行う。 支援内容 【Aコース】 専門職2回派遣(体力測定+体操) 【Bコース】 専門職1回派遣(講話) 【Cコース】 専門職3回派遣(体操等) |

具体的な取組

① 介護予防に関する普及・啓発

ア 認知症予防教室の実施【継続】

認知症予防に効果的と考えられるプログラムを実施して、認知機能の維持・改善及び自発的な認知症予防への意識の啓発を図ります。

また、教室の参加者については、これまで介護予防に意欲のある高齢者を中心に参加への働きかけを行ってきましたが、今後は健康診査の結果などから、より優先度の高い人を抽出し参加の働きかけを行います。

イ 「出雲市いきいき体操」の普及【継続】

本市が独自に開発した転倒予防に効果のある「出雲市いきいき体操」を、サロンなど地域で介護予防や健康づくりの活動に取り組む団体に推奨します。

また、ケーブルテレビによる放送やポスター、DVD、音声CDを活用して普及を図ります。

ウ 「通いの場」等への参加を促す取組【継続】

運動の機会や地域社会とのつながりが少ない高齢者について、医療機関や高齢者あんしん支援センターなど関係機関と連携を図りながら、「通いの場」等への参加を促す取組を強化します。そのため、市内の「通いの場」等の活動状況を高齢者のスポーツ振興関連団体とも連携して、把握して整理し、月1回以上など定期的な活動を実施する団体や好事例等の情報について、医療機関、居宅介護支援事業所、高齢者あんしん支援センター等と共有するとともに、地域住民へ必要な情報発信を行っていきます。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組をはじめとする様々な機会をとらえ、「通いの場」等への参加勧奨を行います。

これらの取組により、月1回以上「通いの場」等に参加する団体を増やし、高齢者全体の10.0%以上*（令和4年度（2022）実績：5.8%、令和3年度（2021）実績：5.2%）となることをめざします。その際、「通いの場」やサロンに限らず、スポーツや生涯学習、農業への従事など、多様で誰もが参加しやすい高齢者の健康づくり・介護予防に資する幅広い取組への参加も継続して推奨していきます。

② 地域の介護予防活動及びリハビリテーション活動の支援

ア 「通いの場」の立ち上げ支援【継続】

町内会等の小単位での高齢者の集まりなどで、新たに、健康づくりや介護予防のため定期的に体操等を行う活動（通いの場）を始めようとする団体へ、リハビリテーション専門職等を派遣します。出雲市いきいき体操やレクリエーションなどの介護予防に効果的な運動等について、地域の高齢者だけでも効果的に楽しく実践できるよう、短期集中的（概ね3か月程度）に指導を行い、住民主体の「通いの場」の立ち上げを支援します。

また、身近に通える場所での介護予防活動に対する地域の高齢者のニーズを積極的に把握し、幅広く周知することで多くの高齢者が参加しやすい「通いの場」の増加を図ります。

イ 「通いの場」等の運営支援

a 「通いの場」へのリハビリ専門職の派遣【継続】

健康づくりや介護予防に取り組む住民主体の「通いの場」に、リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等を派遣し、介護予防に効果的な体操の指導や栄養指導、口腔ケアの指導を行うことにより、その活動を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者が外出や活動を控えることでフレイルの進行等が懸念される中、「通いの場」等において、「新しい生活様式」に留意した活動が継続できるよう、令和2年度（2020）に実施したアンケート調査の結果等を踏まえて、Zoom の使用方法のマニュアルを作成したため、今後必要な方へ配布し支援していきます。

b 高齢者ふれあいサロンへの支援【継続】

身近な場所で高齢者同士の交流や健康づくりの場を提供し、高齢者の閉じこもり予防や社会参加の促進等につなげるサロンの活動について、出雲市社会福祉協議会やNPO法人ボランティアネットワークとともに支援します。

*国は、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）において、「介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める」としている。なお、令和元年度（2019）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月、3月に活動を自粛し月1回以上（年間12回以上）開催できなかった団体があった。

c 高齢者ふれあいサロンでの体操の導入促進【継続】

体操等が取り入れられていない、または、活動頻度が月1回に満たないサロンへ短期集中的に運動指導の専門職を派遣し、「出雲市いきいき体操」など身体機能の維持・向上につながる活動の導入を促進します。

また、介護予防推進員*を配置し、コミュニティセンター等で活動しているサロン等に参加する高齢者に対して、フレイル評価を実施し、フレイル予防に関する意識付けを行うとともに、体操を取り入れた健康づくりへの働きかけに引き続き努めていきます。

ウ 介護予防ボランティアの養成と活動の支援【継続】

地域の中で、健康づくりや介護予防に関する知識を持って主体的に行動するボランティアを増やしていくため、介護予防サポーター養成講座を実施します。

併せて、これまで実施した講座において蓄積された参加者の意見も反映しながら、体操やレクリエーションを実践する際の留意点など、より地域での活動で役立つ内容にするとともに、講座修了後の活動の場を広げるため、養成したボランティアと地域のニーズとのマッチングなどの取組を行います。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【継続】

健康診査の結果や医療レセプト等の情報を分析し、健康課題がある高齢者について、生活習慣病の悪化防止や医療の適正受診につながるよう個別に助言・指導を実施します。その際、出雲医師会等の関係団体との調整及び対象となる高齢者のかかりつけ医との連携のもとで実施します。

また、「通いの場」の参加者の心身機能の評価や健康状態の把握を行い、個別の健康課題に沿った指導や必要な医療・介護予防サービスへつなげる取組を実施します。併せて、フレイル予防とオーラルフレイル予防に関する意識付けを行います。

*介護予防推進員：高齢者が集まるサロン等での活動に体操の取り入れを働きかけるなどして、介護予防活動を広めていく役割を担う。

(2) 自立支援に向けた介護予防の取組（介護予防・生活支援サービス事業）

現状と課題

平成 29 年(2017) 4 月から開始した介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と事業対象者を対象として、自立支援と重度化防止を目的に実施しています。

本市においては、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、独居高齢者や 85 歳以上人口が増加し、様々な課題を抱えた要介護高齢者が急増する一方で、生産年齢人口が減少することが見込まれます。また、中心部と中山間地域では、高齢化の状況や医療・介護資源等は異なっています。

このような状況を踏まえ、今後、各地域の実情に応じて、中長期的な地域の人口動態や医療・介護・生活支援ニーズを踏まえサービス基盤を整備するとともに、医療・介護の専門人材、地域住民がその担い手として協働し、事業者・業態等の垣根を超えた地域連携による切れ目ない支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要があります。

こうした観点から、身体的、社会的に様々な課題を抱えた高齢者に対し、既存の介護事業者との適切な役割分担の下、多様な実施主体によるきめ細かいサービス提供体制を構築し、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、事業のあり方を検討し、第 9 期計画期間中に必要な措置を講じ、サービス提供体制の充実化に取り組むこととしております。

今後、多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスの総合的な実施体制を推進し、地域の実情に応じたサービス提供を行えるよう、その実施状況等について検証を行いながら、地域における受け皿整備や活性化を図っていきます。

具体的な取組

① 訪問型サービス

ア 訪問介護従前相当サービス（ホームヘルプサービス）【継続】

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅に訪問し、家事援助等、自立支援に向けた支援を行います。

イ 訪問型サービス C（短期集中予防サービス）【継続】

専門職が居宅に訪問し、3～6 か月の短期間に集中して自立支援につなげるプログラムを実施します。また、必要に応じて通所型サービス C とも組み合わせることにより、効果的な自立支援を行います。

訪問型サービスについては、本計画期間中に新たに以下の支援の取組を行います。取り組む際は、訪問型サービス B 及び D の担い手となるたすけあい活動団体等の既存のボランティア活動への影響に配慮し、支援制度を負担なく活用できるよう工夫するとともに、これらの団体が継続してサービスが提供できるよう周知に努めていきます。

- ・ 訪問型サービス A 及び B による生活援助サービス事業者等への支援制度を創設し、訪問介護員以外の事業雇用労働者や、地域住民・ボランティアによる生活援助サー

ビスの提供体制構築が推進されるよう支援します。

- ・ 訪問型サービスDによる移動支援サービス事業者への支援制度を創設し、移動困難な高齢者の介護予防活動や生活に必要な移動手段が確保できるよう支援します。

② 通所型サービス

ア 通所介護従前相当サービス（デイサービス）【継続】

介護サービス事業所のデイサービスセンターに通って、心身の機能向上に向けた機能訓練を行います。

イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）【継続】

体操やレクリエーションを、地域住民やボランティア等がサポートして行う地域の教室を実施します。

ウ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）【継続】

転倒予防に効果のある体操、口腔機能向上、低栄養防止の指導等により、生活機能向上に向けたプログラムを短期集中的(3～6か月)に実施します。

また、修了者については、「通いの場」等の紹介により、それぞれの地域において自主的な活動を行うことができるよう支援します。

なお、NPO法人やボランティア団体等による運動や社会貢献活動等の活動を通じて、習慣的な介護予防活動や地域等への社会復帰を支援していくことが、有用な手段の一つと考えられ、サービス利用者の社会参加意欲の向上から支援の担い手確保につながることも期待できます。

このような活動を支援するための通所型サービスBによる支援制度創設の必要性の有無については、今後、他の通所サービスや通いの場等の住民主体の介護予防活動との関係性を踏まえながら、本市における地域リハビリテーション支援体制の構築に向けた検討の中で整理してまいります。

(3) 地域リハビリテーション支援体制の構築に向けた取り組み【新規】

現状と課題

高齢者のリハビリテーションについては、適時適切に提供されるよう、医療及び介護、またこれらの予防に係る関係者の観点を踏まえ、リハビリテーション提供体制の構築を促進していく必要があります。

具体的な取組

本市では、高齢者を取り巻く地域課題への検討を行う地域ケア個別会議へリハビリテーションに関する専門職が参加し、その助言を踏まえたケアマネジメントを行うことにより、自立支援・重度化防止に向けた介護予防の質の向上に取り組めます。

また、今後、医療及び介護、またこれらの予防に係る関係者との議論や共同した取組により、リハビリテーション提供体制の構築を推進していきます。

2 在宅生活を支えるサービスの充実

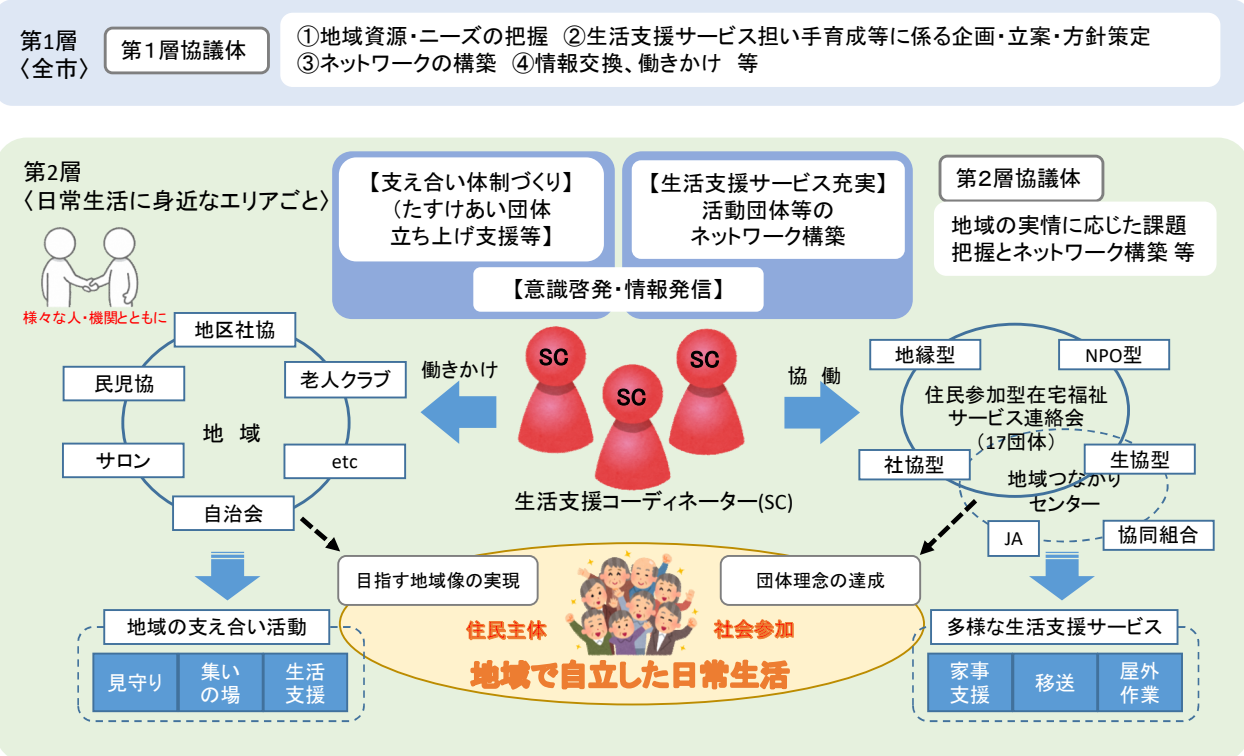
高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくためには、医療や介護のサービスのほかに、「自分のことは自分です」という「自助」と、地域住民等の支え合いによる「互助」が重要になります。

本市では、「互助」を支援する取組として、出雲市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合いの体制づくりを推進するとともに、地域住民等の支え合いによる生活支援サービスの充実を図っています。

さらに、生活支援サービスの提供主体やシルバー人材センター、出雲市高齢者クラブ連合会等で構成される「出雲市生活支援体制整備推進協議体」(第1層協議体*)を平成28年(2016)12月に設置し、地域資源やニーズの情報共有や資源開発の企画立案などを行い、ネットワークの構築を図っています。

このほか、市が生活支援サービスに係る費用の一部を負担するなど、高齢者の在宅生活を支援する事業についても継続して実施します。

○生活支援体制整備事業の概要



* 第1層協議体：市単位で、生活支援に係る地域資源及び地域ニーズの情報共有並びに地域に不足するサービス・支援の創出やサービス・支援の担い手の養成などについて、協議及び検討を行う会議
 第2層協議体：より日常生活に身近なエリアで、地域住民が主体となった支え合いの仕組みづくりの協議及び検討を行う会議

(1) 地域における支え合いの体制づくり

現状と課題

平成 28 年(2016)に生活支援コーディネーターを配置して以降、生活支援を行う互助組織として、たすけあい活動団体が 7 団体立ち上がり、令和 4 年(2022)12 月末時点において、市内では 17 団体となっています。

生活支援コーディネーターが地域へ働きかけをすることにより、たすけあい活動団体は着実に増えてきていますが、他方で、地域での支え合いの必要性についての意識や考え方は、地域間や世代間で様々であり、取組への合意が容易に得られない場合があります。また、地域としての必要性は認識されていても、担い手の高齢化が進む中、核となって取組を引き継ぐ人や新たに活動に携わる人が見つかりにくい状況があります。こうした地域での意識醸成や担い手の掘り起こし、継続的に安定して活動ができる経済基盤の確立など、多様な課題を解決していくためには、出雲市内各地域の実情に応じた地域課題を把握し、地域住民やたすけあい活動団体等が主体となった支え合いの仕組みづくりを、より日常生活に身近な範囲で検討する第 2 層協議体の適切なエリア設定を進めていく必要があります。

〇たすけあい活動団体一覧と主な活動地域【令和 4 年(2022)12 月末現在】

| 番号 | 団体名 | 所在地 | 主な活動地域 | | | | | | |
|----|------------------------|-------|--------------|----|----|----|----|----|----|
| | | | 〇…全地域 △…一部地域 | | | | | | |
| | | | 出雲 | 平田 | 佐田 | 多伎 | 湖陵 | 大社 | 斐川 |
| 1 | 出雲医療生協 有償ボランティア・虹 | 今市町 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| 2 | おたがいさまいずも | 矢野町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | NPO 法人 河南はつらつセンター | 湖陵町三部 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | グリーンコープ生協 げんき隊 | 斐川町荘原 | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 5 | たすけあいボランティア | 今市町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 高浜地区暮らし応援活動サークル | 矢尾町 | △ | | | | | | |
| 7 | 鳶巣お助けマン互助会 | 東林木町 | △ | | | | | | |
| 8 | かみつお助けマン互助会 | 上島町 | △ | | | | | | |
| 9 | ひえばらお助けマン互助会 | 稗原町 | △ | | | | | | |
| 10 | 朝山お助けマン互助会 ささえ愛 | 所原町 | △ | | | | | | |
| 11 | 福祉互助組織 神門地区手互の会 | 知井宮町 | △ | | | | | | |
| 12 | NPO 法人 たすけあい平田 | 西代町 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 13 | NPO 法人 なないろネット | 河下町 | | △ | | | | | |
| 14 | みんなたすけあいネット | 口宇賀町 | | △ | | | | | |
| 15 | NPO 法人 ボランティアネットたき | 多伎町小田 | | | | ○ | | | |
| 16 | 社会福祉法人 金太郎の家 | 斐川町学頭 | | | | | | | ○ |
| 17 | ひかわ医療生活協同組合有償助けあい「つくし」 | 斐川町直江 | | | | | | | ○ |

具体的な取組

①第2層協議体の開催【新規】

本市内は沿岸部から平野部、山間部と多様な環境を有し、地域における日常生活上の課題はそれぞれ異なります。このため、旧市町単位など、こうした課題を共有できる範囲のエリアにおいて、当該地域の関係者により第2層協議体を開催し、課題の解決に向けた検討を随時行うことができる体制の構築を図ります。

②地域へのアプローチ【継続】

生活支援コーディネーターが、地域の住民に対して、地域課題やニーズの把握及び住民主体の協議の場づくりから支え合いの仕組みづくりの支援までを、以下の3つの手順（手法）で実施します。

| |
|--|
| 【ステップ1】地域支え合い研修会 |
| 地域住民の支え合い活動の必要性の理解を深め、支え合いの気運の醸成を図るための研修会を開催します。 |
| 【ステップ2】さあ、話し合おう！（ワークショップ） |
| 地域の現状・資源・課題の把握を行うとともに、目指す地域像を共有する話し合い（ワークショップ）を開催します。 |
| 【ステップ3】地域ささえあい会議・第2層協議体 |
| 地域住民が主体となった、支え合いの仕組みづくりの検討を行うための会議を開催します。この会議から、既存の社会資源の活用や既存サービスの拡充、新たなサービスの検討を行っていきます。 |

③支え合いの意識啓発【継続】

市民への支え合いの意識啓発と地域における支え合いの体制づくりの促進のために、広報いずも等で、支え合い活動を紹介し、市民に広く周知を図っていきます。

(2) 生活支援サービスの充実

現状と課題

生活支援サービスとは、掃除、調理、買物など高齢者が日常生活を営むために必要なサービスであって、介護保険適用外のサービスのことです。そのサービスの提供者は、シルバー人材センター等の民間事業者やたすけあい活動団体です。市内のたすけあい活動団体で組織する「住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会」では、市民への啓発活動や勉強会の開催などを行い、それらの活動を通じてネットワークづくりを行っています。

また、介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの担い手多様化が求められており、全国的には、たすけあい活動団体など住民主体の組織が、買い物や掃除等の生活援助や移送などを含め、これまでの活動の延長線上で日常生活を支援するサービスの担い手となる例が増加しています。

こうした既存のインフォーマルサービスと新たな公的サービスをうまく組み合わせながら、より地域や高齢者の状態に応じたニーズに対応していくため、また、たすけあい活動団体などが継続的に活動を実施していくことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のメニュー充実や多様な担い手の参加を推進します。

具体的な取組

①高齢者の移動手段確保に向けた検討【新規】

沿岸地域や山間部を中心に公共交通を利用しづらい地域を抱える出雲市においては、今後、高齢者の移動手段確保へのニーズがさらに高まることが考えられます。

本市では、令和5年度から佐田地域においてオンデマンド乗合タクシーの実証運行をスタートし、こうした取組の成果を検証しつつ、先進事例の調査や移動支援の取組を地域において担う主体として想定されるたすけあい団体との連携、介護予防・日常生活支援総合事業における移動支援にかかるサービスの充実など、高齢者の移動手段確保に向けた検討を進めます。

②たすけあい活動団体のネットワークづくり【継続】

住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会を開催し、各団体の活動状況や抱える課題、多様化するニーズへの対応策等についての情報共有や意見交換を行います。

また、各地域において、たすけあい活動への理解が深まるよう、地域支え合いフォーラムや研修会において、具体的な活動内容や活動を維持するうえでの課題等に関する発表や、これらを周知するためのパンフレットの配布を行います。

③新たな活動者（担い手）の発掘【継続】

新たな活動者を増やしていくためには、現在の団体が地域でどのような役割を担い活動しているのか、また、活動することによってどのような充実感（メリット）が得られるのかについて、地域住民の多くの方に知ってもらうことも重要です。

そこで、活動内容や活動者の声をまとめ、企業等の退職者セミナーやコミュニティセンターで行われる行事等の高齢者が集まる場で紹介するなどの広報活動を強化します。そのほか、広報いずもやケーブルテレビなどのメディアを通じてのたすけあい活動団体の広報についても検討します。

さらに、シルバー人材センター等と連携し、元気な高齢者が地域住民の支え合いによる生活支援サービスの活動に進んで参加できる施策を検討します。

また、新たな活動者の発掘と活動者の知識や技能向上を目的に行っている「担い手養成勉強会」についても、引き続き開催します。

④高齢者が利用できる生活支援サービス等の情報発信【継続】

高齢者が在宅生活において活用できるサービス（宅配弁当、福祉タクシー、家事支援等）の情報をまとめた冊子「高齢者べんり帳」やwebサイト「暮らしのお助け情報てごナビ」により、分かりやすく使いやすい情報発信に努めます。

⑤地域のニーズ把握と検討 【継続】

たすけあい活動団体や出雲市民生委員児童委員協議会など地域の関係者で構成する第1層協議体において、第2層協議体における地域課題を踏まえながら、生活支援サービスや移送等のニーズ把握と対応策の検討を行います。

(3) その他在宅生活を支援する制度

現状と課題

本市では、高齢者の在宅生活を支援するため、タクシーの利用や日常生活用具の購入などの助成及び調理が困難な人への配食サービスなどを行っています。

近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、個々のニーズが多様化してきたため、高齢者あんしん支援センターやケアマネジャーなど関係機関と連携を取りながら、必要な支援を行っています。また、支援が必要な人が制度を知り、利用できるよう市ホームページ等で周知していきます。

具体的な取組

現在行っている事業は、条件や助成内容等を検討しながら今後も引き続き実施していきます。

| | |
|---------------------------------|--|
| ① 高齢者 在宅 福祉 事業 | ア 高齢者福祉タクシー【要件を緩和し継続】 |
| | 70歳以上の高齢者のみの世帯で、自宅から最寄りの駅やバス停留所までの距離が500メートル以上離れている人の生活行動範囲を広げ、生活の利便性の向上や社会参加を促進するため、タクシー券を交付します。なお、市内のどこに住んでいても安心して暮らせる地域づくりを支援していくため、中山間地域に住む高齢者を対象に、令和5年度から距離要件を200メートル以上に緩和しています。(住民税課税世帯は対象になりません。また、他の外出支援事業を行っている佐田、多伎、斐川地域にお住まいの人は対象になりません。) |
| | イ 緊急通報装置設置補助【継続】 |
| | 一人暮らし高齢者または重度の身体障がい者のみの世帯等を対象に、急病や火災等の緊急時に備え、民間警備会社の緊急通報サービスを利用するための加入・設置費用を助成します。(住民税課税世帯は対象になりません。) |
| ② 地域 自立 生活 支援 事業 | ウ 高齢者日常生活用具給付【継続】 |
| | 65歳以上で心身機能の低下に伴い防火の配慮が特に必要な人を対象に、日常生活用具(電磁調理器、自動消火器)を給付します。(住民税課税世帯は対象になりません。) |
| | ア 高齢者配食サービス【継続】 |
| | 65歳以上の高齢者及び介護認定を受けた第2号被保険者の人で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等のために食事の確保が困難で民間事業者の利用が困難な人に有料で弁当を届けます。 |
| イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣【継続】 | シルバーハウジング(高齢者に配慮したバリアフリー設備と緊急通報装置を備えた県営住宅)に入居している高齢者を対象に、生活援助員を派遣し、生活相談や緊急時の対応等のサービスを提供します。 |

3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

令和5年(2023)版高齢社会白書によると、男性の就業者の割合は、60～64歳で83.9%、65～69歳で61.0%、70～74歳で41.8%となっています。女性の就業者の割合は、60～64歳で62.7%、65～69歳で41.3%、70～74歳で26.1%となっており、男女とも60歳を過ぎても、多くの人が就業しています。

●高齢者の就業者割合

| | 男 | 女 |
|--------|-------|-------|
| 60～64歳 | 83.9% | 62.7% |
| 65～69歳 | 61.0% | 41.3% |
| 70～74歳 | 41.8% | 26.1% |

出典元：令和5年版高齢社会白書

また、現在収入のある仕事をしている60歳以上の者については約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、「70歳くらいまで又はそれ以上の年齢になっても働きたい」との回答と合わせると、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っています。

仕事以外の社会的活動の内容としては、過去1年間で社会活動に参加した人は51.6%となっています。活動内容は「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」、「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」などとなっており、健康寿命の延伸とともに高齢者の社会参加は活発になっています。

また、社会活動に参加した人の方が、していない人より「健康状態がよい」と回答しており、「健康状態がよい」と回答した人ほど生きがいを感じる程度が高くなっています。

今後も高齢化が進展していく中で、人生100年時代を見据え、高齢者が能力や経験を生かした就業や地域の担い手として活躍できる場を創出し、生涯現役の社会づくりを推進していきます。

(1) 高齢者の就業

現状と課題

島根労働局の「高年齢者雇用状況等調査結果の概要（令和5年6月1日現在）」によると、調査対象企業1,400社に雇用されている常用労働者数118,533人のうち、高年齢者（60歳以上）の常用労働者数は21,992人（前年度：21,868人）であり、全体の18.6%を占めています。男性は12,003人（前年度：11,915人）、女性は9,989人（前年度：9,953人）で、男女ともに前年度より常用労働者数が増加しています。

●島根県における高齢者の就業者数（単位：人）

| | 男 | 女 | 計 |
|------|--------|-------|--------|
| 令和4年 | 11,915 | 9,953 | 21,868 |
| 令和5年 | 12,003 | 9,989 | 21,992 |

出典元：島根労働局の「高年齢者雇用状況等調査結果の概要（令和5年6月1日現在）」

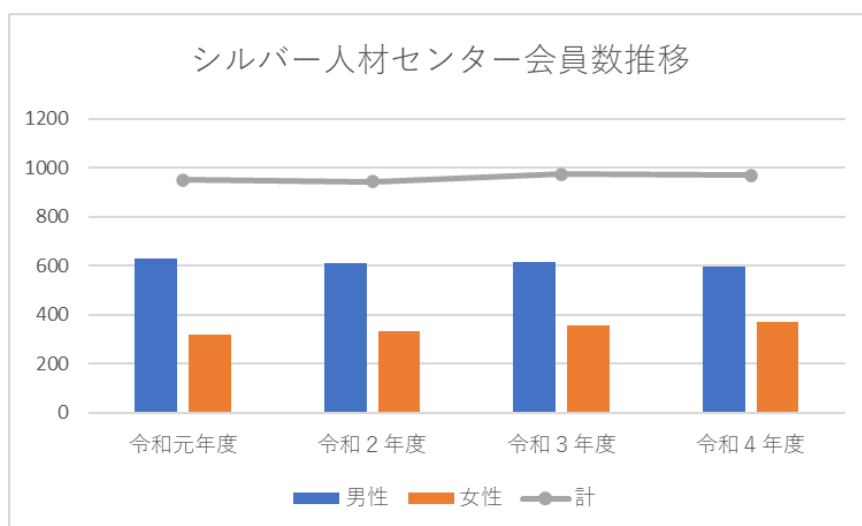
また、ハローワーク出雲管轄の高年齢者の常用労働者数は、4,189人で、県内ではハローワーク松江(8,788人)に次いで2番目に多い状況です。産業別で、高齢者の占める割合が多いのは、鉱業、採石業、砂利採取業39.5%、運輸業、郵便業31.5%、サービス業(他に分類されないもの)29.1%、宿泊業・飲食サービス業23.4%の順となっています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)では、現在、65歳までの安定した雇用を確保するため、事業主に対し「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けていますが、令和3年(2021)4月からは、さらにその年齢を70歳までに引き上げることが努力義務となっています。

本市では、シルバー人材センターが、60歳以上の就業希望者に仕事を提供しています。70歳までの雇用延長の影響等から新規会員が減少傾向にある中、女性会員数が伸びており、会員数の維持(令和2年度 944人、令和3年度 974人、令和4年度 971人)が図られている状況です。

●シルバー人材センター会員数(単位:人)

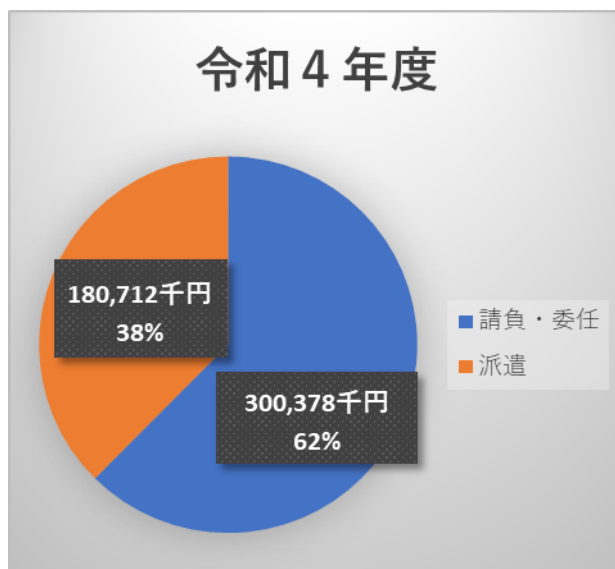
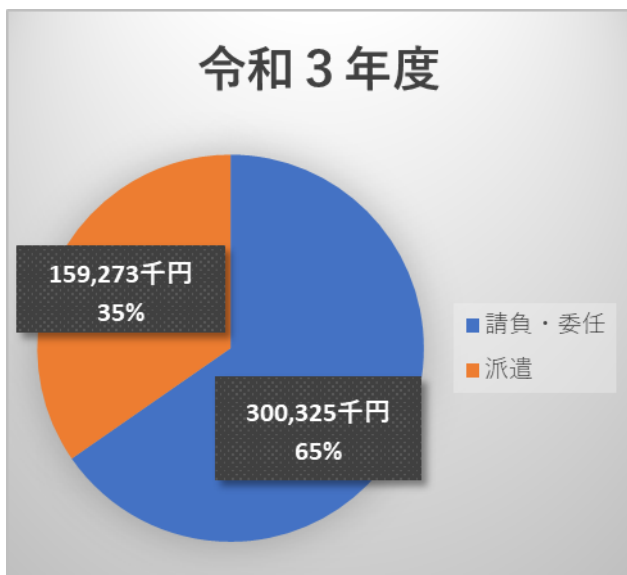
| | 男性 | 女性 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 令和元年度 | 630 | 320 | 950 |
| 令和2年度 | 609 | 335 | 944 |
| 令和3年度 | 616 | 358 | 974 |
| 令和4年度 | 598 | 373 | 971 |



令和4年度の請負・委任の受注金額は300,378千円(令和3年度300,325千円)でした。また、近年、派遣実績が伸びており、令和3年度派遣契約額では、県内1位、中国5県で2位という実績であり、令和4年度は180,712千円(令和3年度159,273千円)でした。よって、令和4年度の請負・委任、派遣の受注金額は481,090千円(令和3年度459,598千円)でした。

●シルバー人材センター受注金額（単位：千円）

| | 請負・委任 | 派遣 | 計 |
|-------|---------|---------|---------|
| 令和3年度 | 300,325 | 159,273 | 459,598 |
| 令和4年度 | 300,378 | 180,712 | 481,090 |



特に、介護施設や保育所など、人材不足が生じている介護福祉分野への派遣業務が増えてきています。シルバー人材センターは、就業を通じた高齢者の社会参加を促すとともに人材不足という地域課題解決の一役を担っています。

さらに、本市は令和3年(2021)7月に、「出雲市と島根労働局との雇用対策協定」を締結しており、高齢者への就職支援を事業のひとつに盛り込み、ハローワーク内に設置された「生涯現役支援窓口」の就労・支援アドバイザー等と連携し、就労支援を実施しています。この協定のKPI目標値として、「生涯現役支援窓口における65歳以上の支援対象者の就職率76%」を掲げており、令和4年度実績は79.5%と目標を上回る実績でした。

具体的な取組

シルバー人材センターは、人手不足が顕著に現れている介護福祉分野における派遣事業の積極的なPRを行うとともに、週1回の入会説明会開催やハローワーク出雲の相談窓口での会員募集チラシ配布などを行い、増加する受注に対応できるよう会員数の維持、増加に努めていきます。市としても、高齢者の就業促進の中心となるシルバー人材センターの活動維持が重要となるため、年2回の会員募集チラシの全戸配布、「保育・介護補助スタッフ育成講習会」の市広報誌での周知や運営支援を引き続き行っていきます。

さらに、U・Iターン者や企業の退職者等を対象に、ハローワーク内の生涯現役支援窓口や定年帰農希望者が栽培技術を学ぶアグリビジネススクールなど、既存の仕組みをさらに有効に活用していきます。

市として、高齢者が能力や経験を生かした就業を通じて、生きがいづくりや社会参加を促すため、関係機関との連携を図るとともに、高齢者の就業促進に繋がる情報を市ホームページで集約し、積極的に発信していきます。

(2) 生涯学習、生涯スポーツ、レクリエーション

現状と課題

本市では生涯学習を積極的に推進しており、高齢期においては、個々の学習ニーズにより自らの生きがいづくりや、健康づくりを考える“きっかけ”となるような講座に加え、社会教育の視点を持ち、地域の課題を解決する「人づくり」を進めるための講座を開催しています。令和4年度は29回の生涯学習講座を開催し、延べ935名の参加がありました。そのうち約7割が高齢者であり、高齢者の社会参加と生きがいづくりに繋がっています。また、地域の歴史や文化を積極的に取り上げるにより、地域愛を醸成し、地域の良さを発信できる人材の育成も進めています。

さらに、地域や学校等でのスポーツ活動の指導を行う「スポーツ推進委員」を市が委嘱しています。令和5年度の委員数は61人であり、うち23人の高齢者がスポーツ推進委員として活動しており、地域のスポーツ推進に貢献するとともに、高齢者が役割を持ち、能力や知識を活かした社会参加活動のひとつに挙げられます。

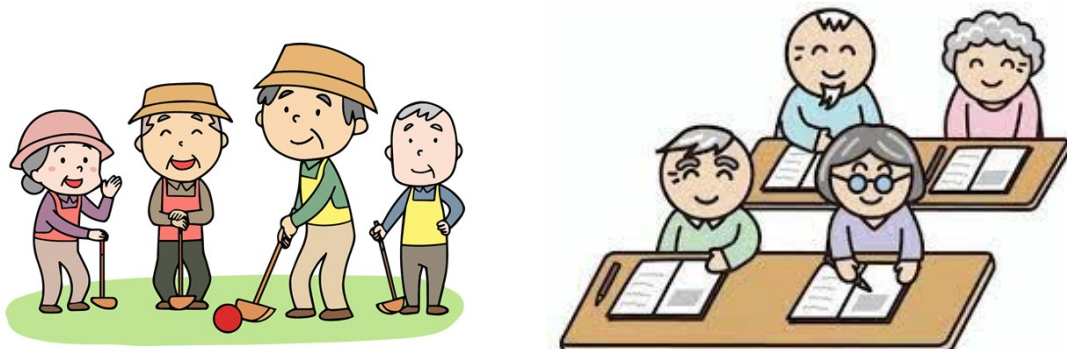
また、高齢者クラブでも、各クラブで様々な活動に取り組んでいますが、近年は、会員の高齢化による単位クラブ活動の縮小や雇用延長、ライフスタイルや価値観の多様化等の影響により新規会員確保が課題となっています。

具体的な取組

今後も、市として、高齢者が心身ともにいつまでも健康で暮らすことができるよう、生涯学習講座の開催や高齢期（65歳以上）のスポーツ活動（ニュースポーツや体力づくり教室など）の推進、コミュニティセンターでの各種教室・サークル活動等に取り組んでいきます。

また、高齢者クラブには、市全体での研修会やスポーツ大会のほか、各地域における健康づくりや介護予防、地域の支え合い活動などの様々な活動に取り組んでいます。これらの活動が高齢者の外出機会の確保や生きがいづくりに繋がっているというだけでなく、各地域の高齢者同士の新たなつながりをつくるとともに、生活を互いに支える重要な役割を担っていることから、引き続き活動への支援を行っていきます。

さらに、生涯学習や生涯スポーツに関する情報を集約し、市ホームページで積極的に周知していきます。



(3) 世代間交流

現状と課題

市内の保育所・幼稚園・小中学校では、各地域の高齢者の協力を得て、農林業の体験学習や伝統行事の伝承等が行われています。高齢者クラブでも、地域支え合い活動として、スポーツ、昔の遊びの伝承活動を通じた世代間交流を行っています。このような取組は、児童・生徒が地域を知る学習になるとともに、高齢者にとっても自らの役割や生きがいの創出につながり、核家族化が進む中で世代を超えた交流のきっかけにもなっています。

具体的な取組

引き続き世代間交流活動を積極的に進め、高齢者の社会参加や生きがいづくりにいかしていきます。

(4) ボランティア活動

現状と課題

市内には、出雲市総合ボランティアセンター登録会員による活動やたすけあい活動団体のような任意団体による活動など、有償、無償を問わず様々なボランティア活動があります。

高齢者がボランティア活動に参加することは、自らの知識や技術をいかして社会参加し社会的役割を持つことで、生きがいの創出や介護予防にもつながっています。

課題としては、活動資金不足や人員不足があげられます。

具体的な取組

今後、さらに少子高齢化が進んでいくことが予想される中、元気な高齢者が自分たちの住む地域を支え、活躍することが大いに期待されています。高齢者のボランティア活動が地域の中でさらに広がっていくよう、出雲市総合ボランティアセンターや出雲市社会福祉協議会などの関係機関と連携してボランティアを通じた社会参加の機会の創出に努めるとともに、高齢者のボランティアに関する情報を集約し、市ホームページで周知していきます。

